



川崎 高一 議員 《ごま大志会》

共通投票所の設置について

共通投票所を設置するに当たって、何が問題なのか伺います。

選挙管理委員会事務局長

二重投票を防止するため、各投票所をインターネット回線ではない独自のネットワーク回線で結ぶ必要があり、多額の費用がかかることが課題であり、現在もこの課題は解消されていません。

【再質問】 実際に独自のネットワーク構築を行う場合には、どのくらいの費用がかかるのか、試算があればお示しください。

選挙管理委員会事務局長 既存の22か所の投票所にネットワーク回線を敷設し、



沖本 浩二 議員 《ごま大志会》

コミュニティ・スクールの全庁的な取組を求める

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の協議会委員というのは、民生委員・児童委員、保護司、自治会、商店会、おやじの会、消防団など多様な方々が担っています。こうしたことから、

コミュニティ・スクールの取組というものが、教育委員会や教育部の担当課である教育指導課だけではなく、こうした方たちと関係する市長部局も巻き込んだ全庁的な取組が必要ではないかと考えます。

コミュニティ・スクールの取組も、市長が提唱している共創の理念の下、社会課題の解決を図り、地域の付加価値を高めるためにも今後全庁的な

取組を求めるものですが、市長の見解を伺います。
市長 コミュニティ・スクールの意義としては、地域の方に開かれた学校づくりのみではなく、地域づくりという部分も含まれていると認識しており、学校を中心とした地域づくりという視点も必要であると考えているので、議員からご提言をいただいたように教育部のみではなく市長部局も含めて、このコミュニティ・スクールにどのような関係性があるのか、必要ならいかに教育委員会の協議の必要性も踏まえ、今後の在り方について教育委員会、教育部と共に検討していきたいと思えます。

共通投票所に対応する選挙システムを導入する場合、7500万円余の費用がかかる想定しています。また、費用以外の課題としては、投票管理者や投票立会人等を増員する必要があります。
【再質問】一人一人に寄り添う市政を進める観点から、市民の利便性を高めることについて、見解を伺います。
選挙管理委員会事務局長 課題があるため、共通投票所を設置する考えはありませんが、いただいた質問については選挙管理委員会に報告し、投票環境の向上について、実行可能な方策を検討していきます。

決議・意見書(要旨) 議会では12月定例会で、次の決議・意見書を可決し、直ちに関係機関に提出しました。

パレスチナ自治区ガザ地区における人道的休戦を求める決議

国連総会決議の早急かつ完全な履行を求めるものである。

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

政府に対し、次の事項のとおり、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し、生活を保障する取組を迅速に推進することを強く求める。

- 医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、2024年度の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善等を行うこと。
 - 介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられており、高齢化社会を支える必要不可欠な人材であることから、公営住宅の空き家の「地域対応活用」を促進すること。
- 【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書

政府に対し、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進のために、次の事項について特段の取組を求める。

- 事業者と一体となったエシカル消費の普及促進
賞味期限や消費期限が近いものから選ぶ「てまえどり」など、エシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し実効性を強化すること。
 - 食品ロス削減につながる小分け包装等の拡大
食品のロスを防ぐための使用量や頻度に合わせた「小分け包装」や、食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長につながる容器・包装の改善や工夫の促進、外食産業における「小分け提供」や「持ち帰り」など、「食べきり」を積極的に進めるための取組を一層強化すること。
 - 在庫食品や未利用食品の寄附の普及拡大
食品ロス防止のため、子ども食堂・子ども宅食、フードバンク等へ、企業等からの在庫食品の寄附促進や、フードドライブ(未利用食品の寄附運動)等の利活用で、「もったいない」と「お裾分け」の好循環をつくり、国民運動としての取組を一層強化すること。
 - コミュニティフリッジ(公共冷蔵庫)の設置支援
事業系の食品ロス削減と子ども食堂等への支援を行うために、企業・商店などから提供された食料品等を、地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とされる住民や団体等に提供するコミュニティフリッジ(公共冷蔵庫)の設置や運営等への支援制度を整備すること。
 - 出荷や加工前に廃棄されている地域の食材の活用
食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形における規格外品や、食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、できる限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して積極的な支援を展開すること。
- 【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣(こども政策)、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)

政治資金規正法違反疑惑の徹底解明を求める意見書

国に対し、政治への信頼を取り戻すため、政治資金規正法違反疑惑の徹底解明を行うよう強く要望する。

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長

認知症との共生社会の実現を求める意見書

政府に対し、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を各地域で実現するために、次の事項について強く求める。

- 認知症基本法の円滑な施行に総力を
令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の立法の趣旨を踏まえ、円滑な施行に向け、施行後に設置する「認知症施策推進本部」をはじめとする準備に万全を期すこと。特に、認知症の本人が、自身が認知症であることを隠すことなく、朗らかに日常を続けられるように、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根差した希望のある新しい認知症観の確立のために、省庁横断的かつ総合的な取組の推進に総力を挙げること。
 - 地方自治体への支援の強化
地方自治体における都道府県認知症施策推進計画・市町村認知症施策推進計画の策定において、今までの延長ではなく、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など、適切な支援を行うこと。また、各自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置の在り方を検討すること。
 - 地方自治体の組織体制の強化
地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取組を、部門間の縦割りをなくして総合的かつ継続的に推進すること。また、各自治体の施策を適切かつ的確に展開するために、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。
 - 認知症の人の働きたいというニーズをかなえる労働環境の整備
認知症の人の働きたいというニーズをかなえる環境整備も重要である。若年性認知症の人、その他の認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実し、認知症と診断されても、本人の状態に応じて、社会の一員として安心して生活できる事業者も含めた社会環境を整備すること。
 - 認知症の方を抱える「ご家族」への支援体制の拡充
独居や高齢者のみ世帯が急増する中で、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオールインワンの介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。
 - 身寄りのない方にも柔軟に寄り添い支える社会の構築
身寄りのない方を含め、認知症になったとしても、その状態に応じて、安全に安心して生活ができる社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重し総合的かつ柔軟に寄り添い支える、成年後見制度や身元保証等の在り方について現状の課題を整理し検討を進めること。また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を整備すること。
 - 認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備
全ての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるために、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービス・地域支援を受けることができるのか(認知症ケアパス)、更に認知症の人を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方や姿勢、方法、配慮すべき事柄(驚かせない、急がせない、自尊心を傷つけないなど)等(認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン)を、繰り返し国民が学べる環境を整備すること。
- 【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

※要旨のみ掲載していますので、詳細は市ホームページでご確認いただくか、議会事務局までお問い合わせください。 ☎046(252)8872

都市公園等車両進入等の手続きマニュアルに関する調査特別委員会を設置

議会は、令和5年第4回定例会において、都市公園等車両進入等の手続きマニュアルに関する調査特別委員会の設置を決めました。

同委員会は、都市公園等車両進入等の手続きマニュアルに非公開情報が記載されたこと等について積極的に調査し、対処していくためのものです。委員定数は6名で、委員会の構成は下記のとおりです。

◎熊切和人 ○沖本浩二 守谷浩一 沖永明久 加藤学 内藤幸男

※◎委員長 ○副委員長

議案書の貸し出しについて

傍聴される方に、審議している内容等をご確認いただけるように議案書の貸し出しを行っています。

数に限りがありますが、希望される方は、傍聴受付時に係員にお申し付けください。